

令和3年第1回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和3年1月29日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年1月29日	9時29分	議長	坂口久信	
	閉会	令和3年1月29日	10時25分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	山口 一生	出	7番	田川 浩	出
	2番	西田 辰実	出	8番	江口 孝二	出
	3番	松崎 近	出	9番	所賀 廣	出
	4番	坂口 久信	出	10番	川下 武則	出
	5番	待永 るい子	出	11番	久保 繁幸	出
	6番	竹下 泰信	出			
会議録署名議員	2番	西田 辰実	3番	松崎 近	5番	待永 るい子
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今 田 徹		(書記) 針 長 俊 英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	永 淵 孝 幸	健康増進課長		野 田 初 美	
	副 町 長	每 原 哲 也	社会教育課長		萩 原 昭 彦	
	教 育 長	松 尾 雅 晴	太良病院事務長		井 田 光 寛	
	総 務 課 長	田 中 照 海				
	財 政 課 長	西 村 正 史				
	企 画 商 工 課 長	西 村 芳 幸				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和3年1月29日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第1号～議案第5号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第8 議案第5号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第5号）について

午前9時29分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和3年第1回太良町議会（臨時会第1回）の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和3年第1回太良町議会（臨時会第1回）を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として2番西田君、3番松崎君、5番待永さん、以上3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期につきましては、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の上程。

町長提案の議案第1号から議案第5号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和3年第1回太良町議会（臨時会第1回）を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第1号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方公務員法の改正により、同法を引用する職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、緊急を要する事項について、去る12月21日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

改正の内容は、地方公務員法の一部改正により職員に適用される欠格条項に係る条文が整理され、引用する本条例を適用させるため改正するものであります。

次に、議案第2号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和2年度太良町一般会計補正予算（第9号）は、太良町誘導サインの撤去及び成人式参加者を対象とした新型コロナウイルスPCR検査補助金等に係る歳入予算額及び歳出予算額の補正について、去る12月21日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、7ページを御覧ください。

企画財政管理費のサイン撤去工事123万円は、佐賀市嘉瀬町に設置している太良町誘導サインの撤去に係る経費で、土地所有者の変更により新たな所有者からの撤去要請がなされたことによるものであります。

病院費の町立太良病院事業会計繰出金63万円は、空調機取替え工事に係る繰出金で、所要額の2分の1を繰り出すものであります。

社会教育総務費の新型コロナウイルスPCR検査補助金213万4,000円は、令和3年成人式

参加者を対象としてPCR検査に係る費用を補助するもので、1人当たり2万2,000円を上限とし、97人分を見込んでいるものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

基金繰入金の補正は、財源調整によるものであります。

なお、ふるさと応援寄附金基金繰入金については、新型コロナウイルスPCR検査補助金に充当しております。

今回の専決については、誘導サインの撤去期限及び安心して参加できる成人式の開催を目的とした新型コロナウイルス感染症対策として早期に施行する必要があるため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ399万4,000円を追加し、補正後の予算総額を102億9,664万6,000円といたしております。

次に、議案第3号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第4号）は、病室のエアコン取替え工事に係る歳入予算額及び歳出予算額の補正について、去る12月21日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、3ページを御覧ください。

建設改良費の空調機取替え工事126万円は、病室2室に設置のエアコン2台が故障し、修理不能となったことによる機器の取替えに要する費用であります。財源といたしましては、一般会計出資金及び損益勘定留保資金で調整しております。

今回の専決については、冬季における突発的なエアコンの故障で、早期に機器を取り替える必要があるため専決処分をしたものであります。

次に、議案第4号は、令和2年度太良町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ2,124万1,000円を追加し、補正後の予算総額を103億1,788万7,000円とするものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種を控え、その体制を整えるための経費として予算を計上しているものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

7ページを御覧ください。

予防費の保健師報酬253万1,000円から共済組合事務費1,000円までは、問合せ等に対応するための対策室に常勤予定の会計年度任用職員に係る人件費を計上しております。

消耗品費340万4,000円は、集団接種会場で使用する手指消毒剤や救急用品、使い捨て手袋などの購入を予定しているものであります。

次のページを御覧ください。

コールセンター業務委託料504万4,000円は、杵藤管内7市町の合同で設置するコールセンターの設置費用及び運営費用であります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業用備品344万円は、ワクチン保管用フリーザー6台及び薬用冷蔵庫1台の購入を予定しているものであります。このほか、ワクチン接種券等の送付に係る通信運搬費など、その関連する経費について予算を計上いたしております。

なお、財源につきましては、6ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金を特定財源として計上し、財政調整基金繰入金で今回の補正に係る財源調整を行っております。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、議案第5号は、令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第5号）についてであります。

5ページを御覧ください。

医業外収益の佐賀県新型コロナウイルス感染症救急・周産期・小児医療体制確保補助金711万2,000円は、補助対象経費の拡大に伴い増額となったもので、次のページの医業費用、診療材料費に9万2,000円、賃借料に367万円、委託料に335万円を充当しております。

再度、5ページを御覧ください。

医業外収益の発熱外来診療体制確保支援補助金684万6,000円は、外来における診療体制の確保を目的として交付されるもので、次のページの医業費用の給与費に充当しております。

なお、今回の財源組替えに伴う各一般会計の減については、予備費で調整しております。

7ページを御覧ください。

補助金の佐賀県新型コロナウイルス感染症救急・周産期・小児医療体制確保補助金399万7,000円、医療提供体制設備整備交付金198万円、新型コロナウイルス感染症救急・周産期・小児医療体制確保補助金223万3,000円は、医療機器、機材等の整備に対する補助金であります。

建設改良費の器械455万円は心電計等の購入を、また備品368万円はサーモカメラなどの購入をそれぞれ予定しているもので、これらの財源として各補助金等を充当するとともに、損益勘定留保資金で調整しております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○1番（山口一生君）

これは、職員の分限に関する手続及び効果ということですが、これは第2号と第1号の中身というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

地方公務員法の第16条の第1号を今回適用することになりますけども、地方公務員法を読み上げますと、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者という条文が第1号でありまして、第2号は当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者という公務員法の規定であります。太良町の条例である今回の分限に関する手続及び効果に関する条例で従来第2号で規定してございましたものを、地方公務員法が改正され条文の整理が行われたため従来第2号であった地方公務員法の第2号と第1号が繰り上がったために、今回の太良町の分限条例を第1号に適用させるものであります。

以上であります。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第5 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

サイン撤去工事についてお聞きしますけれど、まずこれは嘉瀬町の具体的な場所としてはどこにあったものなのか、それとどういった文言を書いたサインであったのかを教えていた

だけますでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、具体的な所在地でございますけど、佐賀市に向かって国道444号を走っていきますと、久保田の与羅ん館がございます。そこから約1キロメートルほど先の右手の民有地を借地して設置しているサインでございます。それと、そのサインにどういった文言が記載されるかということでございますけど、月の引力が見える町、太良町ということで、有明海の風景写真と、あとは竹崎カニ、竹崎カキ、太良ミカン、それと太良町までのそのサインからの距離を表示しているものでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

今回借りていた土地の所有者が変わって撤去されたということですけど、それは具体的に言うと、その土地に例えばほかの建物を建てるとか、そういうことがあったから撤去してくれということだったんですかね。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

土地売買により所有者が変わられたということで、新たな所有者から具体的な土地の利用についてはお聞きしておりません。こちらのほうには、太良町と契約している所有者の方から、こうやって売買することになったので2月末日までに撤去をしてほしいということでございましたので、3月補正で間に合わないということで今回予算を計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

了解しました。

それと、もし分かればですけど、こういったサインが町外に、ほかにも何基か多分あると思うんですけど、参考までに現在こういったところに何基ぐらいあるものなのか。ざっとした数字でも構いませんので、教えていただければと思いますけれども。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

町外へのサインの設置ですけど、今現在は江北町の国道34号と207号の交差点付近、そちらのほうに1基、それと鹿島市浜町ですね、バイパスと旧国道の三差路付近、そこに1基、あと祐徳神社の入り口付近にサインを1基設置しているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

PCR検査補助金についてお伺いをしたいと思います。

これは成人式に参加をするための予算ということですがけれども、実際に参加したのは何人なのか、まずお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

参加者につきましては、79名でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、その79人全員がPCR検査をしたのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

79名の参加者のうちPCR検査を実施されたのは46名、約58%の方でいらっしゃいます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

予算を上げてしてあるということは、これは全員受けてもらわないと、コロナということでその対策として考えてあると思うんですけれども、それに対する担当課の事前の対応、そういうものについてはどのようなことをされて、それで結果としてこうなったのか。本当はこれは100%、参加者全員がしないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

事前に協議をいたしましたけれども、基本的にこれは任意であるということで、参加者がこちらに県外から帰ってくる場合に安心して帰ってこれるような措置の一つとして、PCR検査の補助をすればそういった検査をして帰ってこれるという、成人式に参加しやすい状況を取っております。基本的には、任意の検査ということで実施をしております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

先ほどのサイン撤去の件なんですけど、嘉瀬町のこれを撤去された代替えはどこかに予定されておるのか、まずはそれをお尋ねいたします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

移設ということであろうかと思いますが、現在太良町を訪問される方の多くは、カーナビゲーションを用いて太良町を訪れられてるというのがほとんどだと思います。それと、移設する場合においても、佐賀県の景観条例というのが数年前から厳格化され、なかなかこれ

までのように道路沿いの目立つような場所には設置できないということになっております。このようなことを踏まえて、移設については検討はしましたけど、今回は撤去し処分するという結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

移設等は現在のはやりのカーナビ等があるからいいということなんですが、それでは今立っております江北、浜、祐徳等の3件の総予算は幾らになっておりますか。借地料、そういう面。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

町外のサインの借地料ということでございますけど、まず江北町に設置している分が年額8万円でございます。それと、鹿島市のところは国道敷きになりますので、管理している県に御相談をして無償で設置させていただいております。それと、もう一件、祐徳神社に設置してるサインですけど、こちらのほうも祐徳神社さんの御厚意で無償で設置をさせていただいてるところでございます。したがって、江北町のみ借地料をお支払いしてる状況でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

公共の施設の看板ということで大分安く上げられておりますが、我々のところにも大分景観条例でいろいろ県から言ってきております。私のところも個人的に3つ撤去しました。撤去費用は大体100万円ぐらいかかりました。

ほんで、今言われたように、今立ってる分が県が条例で定めている大きさの条例にはまっておりますかね。うちあたりのは大きいから崩せというような話が来ましたんで、崩すのにも撤去分とまた製作の部分で1基50万円ぐらいかかります。それが今の大きさで、我々たち個人のところからすれば多分あれは景観条例に合わないんじゃないかと思うんで、その辺はいかがですか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

今回撤去する分のサイズは、地上高8.1メートルほどあって、かなり大型のサインでございます。これまでにについては、県のほうから今回撤去するサインについて、また江北町、鹿島市辺りに設置してるサインについては移動をなささいということはあっておりません。

ただ一つ、もう今はございませんけど、平成27年頃に武雄の二俣ですかね、高速に向かう道路、その付近に1基設置していたんですけど、そこは景観条例にそぐわないということで撤去要請がございまして、撤去したという事例がございまして。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

答えは要らないんですが、一つお願いしたいんですが、今景観条例、平米数幾ら幾らよと
いって県は言ってきます。自分のところの建物、地域内に立てている広告といいますか、自
分のところの名前や所在地、看板、そういうとも計算に入れております。私はそれは絶対外
さないと行ってから私は県とやり取りをやって、それは絶対しない。それをやるんやったら
ば、あなたたちが今まで私が撤去した撤去分の費用を出しなさいと私は言ってる。それから
何も言ってこないんですが、自分たちの店の名前とかなんとかで塔屋とかなんとかに自分の
名前を立ててる分については、どうにか条例を改正してくれというような要望もしていただ
きたいというふうなことをお願いして、答えは要りません、それをお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第6 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

これは病室のエアコンの取替えということなんですが、財源として留保資金と一般会計か
らの繰り出しということで説明がございましたが、これは一般財源からと留保資金の割合が
どれくらいずつの金額になっておりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

2分の1というふうになってます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

2分の1は自分たちのこれでしょう。一般会計から幾ら出されてあるのか、もらわれてるのか、留保資金から幾ら出されたのか、それをお伺いしてるんです。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

3ページを御覧いただければと思うんですが、一般会計出資金として63万円、あとその残りの分63万円を自己資金、損益勘定留保資金で充当してるというところです。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それで、63万円、63万円、126万円。広さ的にはどれぐらいの広さを冷やすことができるか、ぬくめることができるのか、それはどれぐらいの平米数ですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

すいません、平米数までは持ってきてないんですが、病室の4人部屋のエアコンの取替えです。部屋の番号を言いますと、有明海側に面した211号の4人部屋、それと南側に面した217号の4人部屋、その2つの交換になります。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第7 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第4号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

コールセンターの業務委託料についてお伺いをしたいと思います。

杵藤管内7市町の合同ということで504万4,000円。少ない金額ではないと思いますけれども、まず最初に何人で運営をされてて、大体いつまでの予定で計画をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

コールセンターにつきましては、7市町合同で佐賀市のほうで設置を今計画しております。体制については、今業者のほうとどういった形でやっていくかということを検討を重ねるところでございます。

もう一点の御質問は、今のところ令和3年9月までの予定にしております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

このコールセンターの目的についてお伺いをしたいと思います。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

今国のほうがV-S Y Sというシステムを開発しているところでございますけれども、このV-S Y Sによって受診を希望される方の予約を取ることになります。コールセンターのほうに住民の皆様がお電話をされて、コールセンターのほうで予約受付をして、その他いろんなコロナウイルスに関する御相談があるかと思っておりますけど、そういったものの相談業務をこのコールセンターでやっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

相談業務ということですのである程度きちんとした専門的な知識を持たれる方が必要かと思っておりますけれども、どのような資格を持たれる方をコールセンターとして雇用されるのかお伺いをしたいと思います。

○健康増進課長（野田初美君）

その点につきましても、定期的に7市町の担当者が集まりまして週1回程度で担当者会議を行っております。業者さんのほうにはきちんとした相談業務に応じていただけるような職種、看護職、医療職、そういった形の職員さんをきちんとして配置していただくようお願いしたいと思っております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

コロナワクチンの接種体制についてお聞きしますが、先日全協のほうで説明を受けましたけれど、そのときにもらった資料で、またこれに関しましては国会等を見ておいても不確定な部分はまだ多いので分かる部分でいいんですけど、スケジュール的なものを言いますと、まずは医療従事者向けに先行接種を1万人程度されて、その後医療従事者向けの優先接種を300万人程度されて、その後高齢者向けの優先接種が3,000万人から4,000万人、その後に基礎疾患のある方を優先して、そのほかの方をやるというスケジュールだと思うんですけど、先日本町で対象者8,500人程度の中で発送グループというのがございまして、接種券のクーポンを配られた分ですけど、高齢者のほうが前期高齢者と後期高齢者と分けて書いてあったんですけど、これは高齢者が優先接種になりますけど、高齢者の中でも例えば後期の方が先とか、そういうのは順番は決まってるんですか、どうなんですか。

○健康増進課長（野田初美君）

接種券の通知につきましては、スケジュール的に今どんどん押しているような状況です。国のほうが2月の下旬に先行接種、医療機関の従事者さんに1万人程度、副反応等を見るための検査をされて、3月中旬ぐらいに優先的に医療従事者さんを300万人するというようなスケジュールになっております。それで、高齢者さんは3月下旬に開始をするというようなスケジュールだったんですけども、先日、4月1日以降に早くてもなるだろうというような、そういったスケジュールになっております。具体的には今のところはっきりしたところは確かに分かりませんが、65歳以上の高齢者の接種から始まるということで、通知を後期高齢者の方と65から74歳までの方の通知をずれて発送するのかどうか、その辺の具体的なところはまだ取決めをしていない状況です。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

まだ不確定ということは了解しましたが、それで本町の場合、接種を受ける会場ですよ。これは1か所、例えばしおさい館でまとめてそこ1か所にするのか、またほかの医療機関でもやるのか、そこら辺の問題というのは今の段階ではどういうふうにする予定なんですか。

○健康増進課長（野田初美君）

接種会場、体制につきましては、今日の議会のほうで御承認をいただきましたら、具体的に町内の先生方とお話しを進めていく予定にしております。

それで、インフルエンザのほうで今年が10月、11月で約1,800人ぐらい65歳以上の方がお受けになっております。コロナの感染症につきましても同等以上ぐらいの方が御希望になるのではないかとこのようなことになりますので、実は個別接種でインフルエンザを約1,800人を大まか3医療機関でしていただいておりますので、まずもって高齢者の方は個別接種を御希望になる方が多いのではなかろうかと、インフルエンザの前例がございまして。

それで、集団の予防接種も当然、コロナは2回接種をしないとイケませんので、倍の数になりますので個別接種だけでは短期間では実施は不可能と思いますので、集団接種のほうもしおさい館のほうで計画を立てていきたいとは思っております。

いずれにしても先生方の御協力が必要になりますので、日常の診療に併せての接種になりますので、医師会の先生方としっかりと御協議をしまして体制を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

そうしましたら、今のところは集団の接種と個人での接種を2つ考えているということですのでよろしいですね。

それと、小・中学校の学生さんたちにつきましては、どうなんですかね。

○健康増進課長（野田初美君）

国からQ&Aでよく参りますけれども、今のところ国は学校等の接種は考えていませんという回答はっております。会場にインフルエンザと同様おいでいただくということになると思います。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（江口孝二君）

予算書の7ページと9ページの件で、報酬が会計年度職員253万1,000円計上されております。そして、9ページのほうには職員数が1名増えておりますよね。これはいつから増えられたのか。そして、253万1,000円というのは今年度の総額を計上されているのかお尋ねします。

○健康増進課長（野田初美君）

この会計年度任用職員さんにつきましては、一応早めに予防接種は終了させないといけないということにはなっておりますけれども、今のワクチンの供給状況を考えましたら1年を通じて接種体制を整えとかないといけないかなということで、いろんな相談業務もございまして1年の予算を取っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

1年間の予算ということは分かりましたけど、そしたら今現在これは採用されているということですか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

2月に会計年度任用職員さんということで募集をかけたいと思っております。コールセンターを

3月1日からというふうに予定しておりますので、相談業務がございますので専門職ということで保健師または看護師の募集をかけて、1年間の業務に従事していただきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

そこら辺が分からんとですよ。2月に採用するということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

2月か3月か知らんですけど、そしてその間、これはあくまでも令和2年度の方ですよ。だから、人件費がそこでこれだけ大きな金になるのか、そこが分からんとですけど。新年度は新年度で出るはずですから、そこら辺の比較がこれでは私は理解しかねるとですけど、分からなかったら後からでもよかけん、そこら辺を詳しく教えてもらいたいと思いますけど。

○健康増進課長（野田初美君）

2月といいますか、3月1日から会計年度職員さんを採用するということになりますので、ひとまず3月分が2年度の予算になりまして、次年度の3年度分に関しては3月のほうで繰越しをお願いするというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

対策室についてお伺いをしたいと思いますけれども、問合せなどに対応するための対策室に常勤予定で1人入れたいということを書いてありますけど、これはワクチンに対する対策なのか、それともコロナ全体に対する対策なのか、まずお伺いをしたいと思います。

○健康増進課長（野田初美君）

今のところはワクチン接種に対する対策室で、その相談業務に対応していただきたいと考えております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

ならば、どうしても専門職ということになりますけれども、その辺はどういうふうに考えてありますか。

○健康増進課長（野田初美君）

専門職で、できましたら看護師さんか保健師等の資格を持つ方に会計年度職員さんということをお願いしたいと考えております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

そういうふうに都合よくいらっしゃるかなというのが一つ疑問として、こんなに全国医療が逼迫しているというそういう状況の中で会計年度職員として雇いたって言われますけれども、果たしてそれがそう簡単に見つかるのかなという不安があります。

それと、もう一つは、そういう大事なものを会計年度さんでいいのかなと。やっぱり町の職員が率先してすべきことじゃないかなという疑問がありますけれども、その辺は行政としてどのように考えていらっしゃいますか。

○健康増進課長（野田初美君）

感染症につきましては、保健師のほうに担当職員がおりますので、当然相談室に会計年度職員さんだけをということではございません。役場の職員につきましては感染症以外にもいろいろな業務を兼ねておりますので、日常的にそういった業務をやりながらどうしても対策室についてそこに常勤ができないという状況が発生いたしますので、職員と会計年度職員さんと一緒になって複数で対応をやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

今2月末からまずは医療従事者から始められるというふうなお話を聞いておりましたが、ずっと段階的に分けて医療従事者、65歳以上、基礎疾患を持っておられる方、64歳以下、どれぐらいの人数がおられるのか、そして1日に何人ぐらいの接種ができるのか、その辺をどのように検討されてるのかお伺いいたします。

○健康増進課長（野田初美君）

65歳以上の方の想定数は2,000人程度と申し上げましたけれども、基礎疾患を持っていらっしゃる方の数は把握はできておりません。予防接種をする会場で予診をして、状況に応じて対応するということになるかと思っております。

1日何人かという御質問についてですけれども、今集団健診、特定健診、がん検診をやっているところでございます。最終の健診になっておりますけど、その健診がソーシャルディスタンスを取りながら約100名程度であれば実施が可能かなと思っておりますので、集団健診の場合は今のところ100名程度の接種者数で対応を考えたいと思っております。

以上でございます。（「医療従事者の数については」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

医療従事者の数なんですけれども、佐賀県のほうが町内の医療機関のほうに問合せをされて、その数値が役場のほうにも報告がありまして、今のところはっきりしませんけど180数名の接種者数になるということで、これは必ずしも希望者ではないということで、医療機関からこのぐらいの数になるだろうという数字が180数名の報告が県のほうに入ってるそうで

す。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

今1日100名程度ということなんですが、その100名をされるのにお医者さんはどこからおいでになるのか。太良病院のお医者さんか、また各病院、うちあたりはあと2軒ほどありますが、そういう方たちがおいでになってされるのか。それと、した後に15分の休憩が要するというふうなお話を聞いておりますが、それだけで100人を15分回転させていくのに順調に回っていくのか。その辺は検討されておるのかお伺いいたします。

○健康増進課長（野田初美君）

先ほど申しました100人につきましては、あくまでも役場のほうの考えでございまして、この後医師会の先生方とお話をいたしまして、医師会のほうから集団接種に何人の先生がおいでいただくか、どの頻度で週に何回おいでいただくか、そういったことによっても1日の接種可能者数が決まってくると思います。100名と申しましたのは、今健診をやっておりますしおさい館のほうで100名程度であれば午前中いっぱい2時間、3時間ぐらいで、接種後もソーシャルディスタンスを取りながら待機ができるような数ではなかろうかということと想定しておりますので、いずれにしてもこの後、議会の承認をいただきました後に、医師会の先生方、役場の職員と一緒に確実な計画をやりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

二、三時間で100名をとられるんですが、接種後15分といいますと1時間に4名ですよ。それが100名できるのか。その辺は十分検討していかにかいあいかんのじやなかろうかと思っております。

それから、その後アレルギーとかなんとかが出る、何かな、それはどういうふうな症状が出る場所ですかね。ちょっと忘れまして、私も。

○健康増進課長（野田初美君）

おっしゃる重篤な副反応ですけど、アナフィラキシーショックと申します。これは一応アレルギーを持ってる方が出やすいと言われておりまして、せんだって情報の一つだったんですけど、インフルエンザで10万対0.13人、コロナウイルスまだまだ分かりませんが、10万人に対して1人というような数字が、まだまだ数少ない、世界的にもワクチンは打たれてるんですけど、そういった中で情報を得ておりますので、インフルエンザに比べると10倍の確率でございますので、その危険性は十分にあると思っております。

先ほど1時間に100名というところだったんですけど、こちらとしましては2時間程度は接種時間を設けたいと思っておりますので、予防接種会場にはお二人ぐらい先生に出かけていただきたいと思っておりますので、それで1時間か2時間で100名の接種者数をこなすという

ことになりますので、何とか100名は1日でできるのではないかなというところで、まだあくまでもこれは想定段階ですので、詳しい計画については、何度も申し上げますけれども、今後検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

1時間で4名、2人の先生で8名ですね。太良病院事務長、1人15分の経過時間がかかるとでしょう、注射してから。それを今の計算でいくと、1時間で15分の休憩というか待ち時間があるとでしょう、接種してから。それを2人の先生でしたって1時間で8名しか接種ができないというふうな。それは違うって。それは違うってやけん、説明ばしてみて。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今言われてる15分というのは、経過観察が15分ぐらいかかるということなので、医者が15分間そこにべったりついておく必要はありません。だから、集団でソーシャルディスタンスを取れるような場所に15分間いてくださいということですので、1人に15分べったりかかるわけではないということ。病院でも同時にこういった接種のことを話をしております、一応病院の要望としては、医者を週3日ぐらい2名ずつ2時間ぐらい午後の時間で派遣して予防接種に当たると。接種は1分ぐらいで済むと思います。それより問診のほうに時間は取られる。問診は医者じゃないといけませんというふうに通知が来てたと思いますので、医者は2名とも問診について、接種は看護師が行うような形を取ればいいのかという話を院内では行っているところ。そういうことでいきますと、大体二、三分ぐらいで問診1人をやったとして、2時間で100名前後いけるのかなというふうに計算しております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

引き続き、ワクチンの接種についてですけども、会場に行けない方への接種というのはどういうふうにされるんでしょうか。

○健康増進課長（野田初美君）

前もそのお話をいただいたんですけども、65歳以上の方がまず優先ですといった場合に、何度も申し上げますけれども、インフルエンザの予防接種は各医療機関で実施されておりますので、まずもって集団の接種会場においでいただくというよりもかかりつけの医療機関さんのほうに通常の診療といった、そういった感覚で受診をしていただければ接種が可能ではなかろうかと考えておりますけれども、どうしても移動手段がないとかそういった御相談があった場合には、まだどういった対応をするかというのは課内でも考えておりませんが

も、個別の相談に応じて対策のほうを考えることになるかなとは思っておりますけど、具体的な対策は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第10号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第5号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和3年第1回太良町議会（臨時会第1回）を閉会をいたします。

午前10時25分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 西 田 辰 実

署名議員 松 崎 近

署名議員 待 永 るい子